

○ 次の①から⑨までのすべてに該当する労働者が対象です。

① 次の(1)から(5)までのいずれかに該当する労働者であること。

(1) 支給対象事業主に雇用される期間が通算^{※1}して6か月以上の有期雇用労働者^{※2}

※1 支給対象事業主との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と次の有期労働契約の初日との間に、これらの契約期間のいずれにも含まれない空白期間が6か月以上ある場合は、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算しない。また、学校教育法に規定する学校、専修学校または各種学校の学生または生徒であって、大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制の課程の者等以外のものであった期間は通算しない。以下同じ。

※2 有期雇用労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る。

有期雇用労働者から正規雇用労働者に転換される場合、当該転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において、無期雇用労働者として6か月以上雇用されたことがある者は、転換前の雇用形態を無期雇用労働者とする。

(2) 支給対象事業主に無期雇用労働者として雇用される期間が6か月以上の無期雇用労働者

(p.15(4)に該当する者を除く)

【注意】 過去に無期雇用労働者であった有期雇用労働者が正規雇用労働者に転換する場合は、無期雇用労働者とみなすこととしています。

① 転換日の前日から過去3年以内において、6か月以上無期雇用労働者であった場合
→ 有期→正規の申請であっても、無期→正規としての申請とみなします。

② 転換日の前日から過去3年以内において、無期雇用労働者であった期間が6か月未満または一度も無期雇用労働者ではなかった場合
→ 有期雇用労働者となります。

14

(3) 6か月以上の期間継続して派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一の組織単位における業務に従事している有期派遣労働者または無期派遣労働者^{※3}

※3 屋間学生であった期間を除く。有期派遣労働者から直接雇用する場合、雇用された期間(派遣元事業主に有期雇用労働者として雇用された期間)が3年以内の者に限る。 **派遣元の雇用期間になりますのでご注意ください。**

同一の派遣労働者が6か月以上の期間同一の組織単位における業務に従事している場合に限る。

(4) 支給対象事業主が実施した有期実習型訓練(人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)によるものに限る。)を受講し、修了した有期雇用労働者等^{※4}

※4 有期雇用労働者から転換する場合にあっては、雇用された期間が3年以内の者に限る。

(5) 令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職^{※5}し、就労^{※6}経験のない職業(職業安定法第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。)に就くことを希望する者であって、紹介予定派遣(当該派遣期間中に派遣元事業主が実施するOFF-JTを8時間以上実施しているもの^{※7}であること。)により2か月以上6か月未満の期間継続して派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一の組織単位における業務に従事している有期派遣労働者または無期派遣労働者(以下「特定紹介予定派遣労働者」という)^{※8,9}

※5 自ら事業を営んでいる者の廃業、役員等についている者の退任、新型コロナウイルス感染症の影響による自己都合による離職等を含む。学校在学中のパート・アルバイト等は除く。

※6 パート・アルバイト等を含め、学校在学中のパート・アルバイト等は除く。

※7 当該派遣期間中に次のaからcまでのいずれにも該当する派遣元事業主が実施するOFF-JT(有給、無償で実施され、派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること)を8時間以上実施受講しているものであること。

a 紹介予定派遣に係る派遣労働者を雇用する事業主であること。

b 訓練期間中の対象労働者に対する賃金を適正に支払う事業主であること。

c 次の(a)から(c)までの書類を整備している事業主であること。

(a) 対象労働者に係るOFF-JTの実施状況を明らかにする書類

(b) OFF-JTに要する経費等の負担の状況を明らかにする書類

(c) 対象労働者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類

※8 屋間学生であった期間を除く。有期派遣労働者から直接雇用する場合、雇用された期間(派遣元事業主に有期雇用労働者として雇用された期間)が3年以内の者に限る。 **派遣元の雇用期間になりますのでご注意ください。**

同一の派遣労働者が2か月以上6か月未満の期間同一の組織単位における業務に従事している場合に限る。

※9 令和4年3月31日までの取組における暫定措置です。

② **正規雇用労働者**等として雇用することを約して雇い入れられた**有期雇用労働者**等でないこと。
(正社員求人に応募し、雇用された者のうち、**有期雇用労働者**等で雇用された者であって**正規雇用労働者**等として雇用することを約して雇い入れられた者ではないこと。)

③ 次の(1)または(2)のいずれかに該当する**労働者**等でないこと。

(1) **有期雇用労働者**等から**正規雇用労働者**に転換または直接雇用される場合、当該転換日または直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所または資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係の事業主(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に規定する親会社、子会社、関連会社および関係会社等をいう。以下同じ。)において**正規雇用労働者**として雇用されたことがある者、請負若しくは委任の関係にあった者または取締役、社員^{※10}、監査役、協同組合等の社団もしくは財団の役員であった者

(2) **無期雇用労働者**に転換または直接雇用される場合、当該転換日または直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所または資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係の事業主において**正規雇用労働者**もしくは**無期雇用労働者**として雇用されたことがある者、請負若しくは委任の関係にあった者または取締役、社員^{※10}、監査役、協同組合等の社団もしくは財団の役員であった者

※10 社員とは、合名会社、合資会社または合同会社の社員を指し、いわゆる従業員という意味ではありません。

④ 転換または直接雇用を行った**適用事業所の事業主**または**取締役の3親等以内の親族^{※11}**以外の者であること。

※11 民法(明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。

⑤ **障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する就労継続支援A型の事業所**における利用者以外の者であること。

⑥ 支給申請日において、転換または直接雇用後の雇用区分の状態が継続し、**離職^{※12}**していない者であること。

※12 本人の都合による離職および天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったことまたは本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。

⑦ 支給申請日において、**正規雇用労働者**については**有期雇用労働者**、または**無期雇用労働者**、**無期雇用労働者**については**有期雇用労働者**への転換が予定されていない者であること。

⑧ 転換または直接雇用後の雇用形態に**定年制**が適用される場合、転換または直接雇用日から**定年年齢に達する日までの期間が1年以上**である者であること。

⑨ **支給対象事業主**または**密接な関係の事業主の事業所**において**定年を迎えた者**でないこと。